

- (2) 本契約第8条に違反したとき
- (3) その他、本契約に違反したとき

2. 甲と乙との同意の元、居室を1ヶ月間、無償で仮押さえをすることが可能です。仮押さえ後、乙の一身上の都合により、入居前に契約解除した場合、違約金として居室費3ヶ月分を甲に支払わなければならない。

第11条（明け渡し）

- 1. 乙は、本契約が終了したときは、甲と協議のうえ定めた期日までに自己の所有物を自己の費用で収去し、本件建物を現状に復したうえ甲に明け渡す。
- 2. 乙は前項の場合において、移転料、立退料、その他これに類するものを甲に一切請求しない。

第12条（信義則）

甲及び乙は、信義に基づき本契約を履行するものとして、本契約各条項に定めない事項の生じたとき、又は本契約の条項の解釈につき、疑義が生じたときは、誠意をもってこれを協議解決するものとする。

上記のように契約を締結するため本契約書を2通作成し、当事者記名捺印の上双方各1通ずつ所有する。

令和 年 月 日

甲：

札幌市豊平区平岸7条13丁目2番3号
医療法人社団NYC
理事長 吉田 信一 印

乙：

住所 _____

氏名 _____ 印

乙代理人：

住所 _____

氏名 _____ 印